

静情審第11号
平成25年7月1日

静岡県代表監査委員 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津 哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年3月29日付け監査第140号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県立高校における多数の生徒が関与した非行事案に係る監査調査表等の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第175号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県監査委員が非開示とした部分のうち、別表3及び4の「当審査会において開示すべきと判断した部分」欄に掲げた部分を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 平成23年12月19日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書の開示を請求し（以下「本件請求1」という。）、翌日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

以下の①②の報告に関する公文書のすべて。

（予備監査、実地監査、書面監査、監査結果検討会に関わる文書及び委員協議会の議事録、監査結果の報告書などが想定される。）

① 静岡県公報第××××号 監査委告示第×号 監査の結果の報告（定期監査・財政的援助団体等監査） 第3その他の報告事項 1 指示事項 (i) 事務事業関係のうち、多数の生徒が関与する非行事案の発生（以下「事案1」という。）

② 静岡県公報第××××号 監査委告示第×号 監査の結果の報告（定期監査・財政的援助団体等監査） 第2 監査の結果 1 監査委員が監査対象機関で実施したもの (i) ○○○高等学校のうち、多数の生徒が関与する非行事案の発生（以下「事案2」という。）

(2) 実施機関は、本件請求1に対応する公文書として、別表1に掲げる文書AからNまで（以下「本件公文書1」という。）を特定した。

(3) 平成23年12月26日、実施機関は、異議申立人に対し、本件請求1に関し、開示決定等の期間延長を通知した。

(4) 平成24年2月1日、実施機関は、別表3の「実施機関が非開示と判断した部分」欄に掲げる部分が条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとして部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(5) (4)と同日、異議申立人は、条例第6条の規定により、実施機関に対し、以下の内容に係る公文書の開示を請求し（以下「本件請求2」という。）、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

① 事案1に係る実施機関の監査調査表

② 事案2に係る監査調査表及び質疑応答記録

(6) 実施機関は、本件請求2に対応する公文書として、別表2に掲げる文書OからQまで（以下「本件公文書2」という。）を特定した。

(7) 平成24年2月10日、実施機関は、異議申立人に対し、本件請求2に関し、開示決

定等の期間延長を通知した。

- (8) 平成 24 年 3 月 8 日、実施機関は、別表 4 の「実施機関が非開示と判断した部分」欄に掲げる部分が条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとして、部分開示決定（以下「本件処分 2」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (9) (8)と同日、異議申立人は、本件処分 1 及び本件処分 2（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、実施機関はこれらを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分（以下「本件情報」という。）を取り消し、本件公文書 1 及び本件公文書 2（以下「本件公文書」という。）の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事案 1 については、校名が公表されることによる事務事業上の支障として監査対象機関との信頼関係を損ねることを掲げているが、事案 2 において校名を公表したことと矛盾していること、また、その他の事実も報道等によって明らかであることから、直ちに事務事業に影響を与えるものではなく、受け入れることはできない。
- (2) 事案 2 において、教育委員会が非公表としているため公開できない等を理由に部分開示としているが、これらのデータを公開することで直ちに事務事業、事業活動、個人情報に影響あるものではない。
- (3) また、業者の販売方法を明らかにしたところで、当該業者の権利を害するものではない。
- (4) 非行の状況を明らかにしたとしても、直ちに生徒指導に影響を及ぼすものではない。
- (5) 生徒指導の考え方、調査担当者の考え方や監査委員の考え方は、遡及性のあるものでなければその信頼が担保されることはないと考えるので、非開示となったことは、承服できない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性

本件処分において条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示とした部分のうち、特定の個人が直接識別できる住所、氏名等の情報は当然であるが、直接特定の個人が識別されなくとも、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報についても「特定の個人が識別され得るもの」とであると解され、条

例第7条第2号に該当する。

他の情報の範囲については、ア「一般人が知っている情報」又は「既に公にされた情報で一般人が新聞報道や一般の書店、図書館での閲覧等の通常の方法により入手し得るもの」のみをいうのか、イ「特定のみが知っている情報や詮索的活動により入手し得る情報」をも含むのかについては、見解は分かれるところであるが、本件処分については、イの判断基準によることが妥当であると考えられる。

また、特定の個人を識別できないものの、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる場合も条例第7条第2号に該当する。

よって、Ⅰ 生徒の所属に関する記載、個別非行事案に係る日時や内容、生徒指導の内容、事案2に関する退職した職員が指導する部活名等（別表3の②⑤⑧⑫⑭⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲）は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当し、Ⅱ 退学要因別の人数、死亡事故の有無やその状況、事案2に関する高等学校に関する特別支援教育の内容等（別表3の㉞及び別表4の⑥⑧⑬⑮⑳）は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非開示となる。

(2) 条例第7条第3号該当性

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは、単に実施機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等の正当な利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められることが必要であるというべきである。

もっとも、客観的に相当の蓋然性があるというためには、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類の情報かを具体的に明らかにしなければならないとすることは、結果的に当該文書の開示を要求することに等しく、非開示情報を定めた条例の趣旨に反することにもなる。したがって、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるかなどといった情報の一般的性質に照らして、当該法人等の権利利益等を害する蓋然性があるか否かを客観的に判断することが相当であると解される。すなわち、法人等の正当な利益を害するおそれがあるか否かを判断するためには、具体的な損害まで認定する必要はなく、情報の一般的性質から損害の蓋然性を判断することになるものである。

このように解することは、一見緩やかな判断手法のようであるが、条例の目的は行政情報を開示することであり、行政機関を通じて民間の情報を提供するということは、副次的な産物にすぎないこと、法人情報については、行政機関もまた第三者の立場にあるのであって、行政機関の専門的業務に関連する純粋な行政情報と異なって、その開示・非開示の是非を的確に判断することには限界があること等からやむを得ない判断手法であると考えられる。

よって、非行事案によって被害にあった店舗名やPTAや後援会など関係団体の状況、事案2に関する校内販売及び校内販売業者の対応に関する記述等（別表3の③⑥⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲）は業者や関係団体の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し非開示となる。

(3) 条例第7条第6号該当性

監査をはじめ、検査、取締りなどのように、同種のもものが反復、継続される事務事業に関する情報で、当該事務事業の実施後であっても、開示によって将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、あるいはその執行に著しい支障を生じるおそれのあるものについては、行政の公正かつ円滑な執行を保障するため、これらの情報を開示しないものとしたと解される。

そして、実施機関の主観においてのみそれらのおそれがあると判断して非開示とすることは、県民の公文書の開示を請求する権利を尊重することなどを定めた条例の趣旨に反するというべきであるが、他方、その意味内容が一義的に明確なものではないこと、当該情報の開示によって、事務事業の執行にどのような影響が及ぶかについては、当該行政事務の内容、性質、運営の実態等を踏まえた上で予測的な判断を必要とするものであることからすると、この点の判断については、実施機関の裁量がある程度認められるべきものである。

したがって、条例第7条第6号にいう「正確な事実の発見を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがあるもの」又は「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務事業の内容、性質に照らし、当該情報の開示によりその公正かつ円滑な執行に支障を生ずることについて客観的な危険性が認められるものをいい、この点に関する実施機関の裁量的判断に合理性が認められる限り、これを違法とはできないと解するのが相当である。

ところで、監査は、地方自治法第199条に基づく監査委員の職務権限により行われるものであるが、その手法についての具体的な規定は置かれていないので、書面監査、実地監査、関係人ないし監査対象者からの事情聴取等の監査の実施方法の選択、意見陳述等の機会の付与や監査過程の公開の可否などについては、監査制度の趣旨・目的の実現を図る観点から、監査委員の合理的な裁量に委ねられていると解される。そして、当県においては、監査対象機関から提出を受けた調書等を基に、事務局職員等による予備監査を行い、必要に応じて関係人調査を実施し、委員による監査は実地と書面に分けて行うなどの一定のルールを定めており、しかも監査の一連の過程はいずれも非公開としている。

また、監査の結果についての決定は、事柄の性質上監査委員全員の意思の合致を必要とし、慎重かつ公正な審議を必要とすることから、監査委員の合議によるものとされており、監査制度の趣旨の実現の観点からは、右の合議における監査

委員の自由かつ適正な意見交換が保障される必要がある。さらに、このような合議によって決定された監査結果については、監査対象機関名を含めて原則として公開することとしているが、個人情報や社会的影響などを考慮して監査対象機関名については特定しないで公表するという扱いも行っている。

したがって、監査に関する情報を記録した公文書には、その内容、性質如何によつては、それを開示することが、監査委員の裁量により監査の一連の過程を非公開とした趣旨に反することになったり、監査結果の決定過程における監査委員の意思決定の自由に支障を生ずることがあるのであり、さらには、一旦出した監査結果の公表方法と抵触することによって、将来の監査事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じる危険性を有するものも含まれている。

加えて、個別の生徒指導の内容は県下一律ではなく、各学校の校風、生徒の特徴、個別の事案の内容等に応じて、個別具体的になされるものであり、しかもそれは学校や担当した教員の合理的裁量に基づいてなされるものである。このような具体的な生徒指導の内容や考え方が明らかになると、本来学校や教員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、事実上の制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって必要かつ適切な指導等が困難になることが容易に予想される。また、生徒の交通事故、非行、退学等に対する学校の対応には統一的な基準はなく、それぞれ学校ごとに異なるものであり、これが公になると学校間の比較や序列化につながり、個別の学校運営に対する支障はもちろん、高校教育一般にも支障が生ずる。

その他、教員の人事異動の目安等の人事管理に関する情報を公にした場合、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、P T A等関係団体の状況を公にした場合、当該団体の運営に支障を生じかねず、そのような情報を開示した学校に対する団体の信頼を失い、学校等の適正な業務遂行にも支障を生ずることになる。

よって、Ⅰ 事案 1 に係る監査対象機関名、監査実施日、監査基準日等の日付、地域を特定する記載、監査対象機関ごとの監査結果をとりまとめた個票等の件数等（別表 3 の①③⑥⑨⑪⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲及び別表 4 の①③⑤⑩）を開示した場合、一旦公表しないとした監査の結果に反することとなり、監査対象機関との信頼関係を損ね、適正な監査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、Ⅱ 監査結果の取りまとめに係る事務局職員のランク付けの参考意見、監査適用基準のあてはめ、非公表とした指導や指示を受けた監査対象機関名、監査委員協議会における監査委員の発言等（別表 3 の④⑩⑮⑯⑰㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲及び別表 4 の㉑）を開示した場合、監査結果に至るまでの考え方、判断や手法等が明らかとなり、適正な監査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、Ⅲ 生徒への個別指導、入学試験の選

考方法、生徒の交通事故の件数、人事管理に関する情報、PTA等関係団体の状況等（別表3の⑦⑬⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺及び別表4の②④⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺）を開示した場合、各学校の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、条例第7条第6号に該当し、非開示となる。

(4) その他の主張

異議申立人は、本件処分に対する異議申立てにおいて、校名を公表した事例があるので、事案1について校名が明らかになっても事務事業に影響を及ぼすものではない、という主張している。しかし、一旦非公表として出した監査の結果に反して、校名が特定できるような情報を開示することが今後の監査業務に与える影響を理由としたものであり、この主張は的を射ていない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における開示請求に係る公文書について審査した結果、以下のよう判断する。

(1) 本件公文書の性質及び内容等について

実施機関は、地方自治法第199条の規定により、普通地方公共団体の財務に関する事項や事務の執行について監査を行うものとされており、監査の実施に当たっては、実施機関の事務局職員又は公認会計士による予備監査、実施機関による書面又は実地による本監査を行い、監査委員協議会における合議により監査結果の報告を決定し、県議会、知事等に提出するとともに公表している。

本件公文書は、非行事案のあった高等学校の監査に関して、実施機関が作成し又は取得した別表1及び別表2に掲げる17文書である。

別表1のA、B及びHは、実施機関の事務局職員が当該高等学校の予備監査の結果を取りまとめた調査書であり、当該調査書等を参考資料として本監査を実施した監査委員の意見を基に監査委員協議会資料が作成される。

別表1のC及びI並びに別表2のO及びPは、当該高等学校が、予備監査前に実施機関の指定する様式により作成し提出した監査調査表であり、CはOのうち、IはPのうち、非行事案に関連した部分のみを特定したものである。なお、当該監査調査表は、公表を前提としたものではなく、当審査会が確認したところ、高等学校ごとに当該監査調査表に記載された数値が公表されている事実は確認できなかった。

別表1のJ及び別表2のQは、事案2において実施機関が実地による本監査を行った際の質疑応答記録である。なお、事案1については、書面による本監査を行ったため、質疑応答記録は存在しない。Jは、Qのうち、非行事案に関連した部分のみを特定したものである。

別表1のD及びKは、それぞれ事案1及び事案2について監査委員協議会に諮

る資料を調製した際の起案文書及び添付文書である。

別表1のG及びNは、それぞれ事案1及び事案2について県議会、知事等に監査の結果を提出する際の起案文書及び添付文書である。

別表1のE及びLは、監査委員協議会においてG及びNの内容を決定した際の起案文書及び添付文書である。

別表1のF及びMは、それぞれE及びLを決定した際の監査委員協議会の協議結果の概要である。

(2) 非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書の一部について、条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）の非開示情報に該当するとして、非開示としたので、以下において検討する。

ア 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（中略）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とするとともに、ただし書ア、イ、ウのいずれかに該当する情報は開示しなければならないと規定している。

「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等によって特定の個人を識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報との照合により、間接的に特定の個人を識別できる場合も含まれる。

照合の対象となる「他の情報」には、公知の事実や、一般に入手できる情報が含まれるが、何人も開示請求できることから、当該個人の近親者、地域住民であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も「他の情報」に含まれると解すべきである。

また、識別可能性の判断に当たっても、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から個人識別性を認めるべき場合がある。

具体的にどのような情報が「他の情報」に該当するかどうかについては、条例第3条において「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定され、この趣旨は、公文書の開示をする場合にも当然当てはまるものである。個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に回復し難い損害を与えることがあり、十全な保護を図る必要があることから、情報の性質や内容に応じて個別に判断することが必要となる。

以上を踏まえると、事案1については、高校生は、一般的に感受性が強く、傷つきやすく、可塑性に富むものであり、校名が公表された事案2において、マスコミ報道やインターネット上での誹謗・中傷等によって、当時の在校生の学生生活等に混乱や影響が生じたことを踏まえると、校名の特定につながる情報については、個人識別性を認め、非開示とすべきである。

(7) 生徒の所属に関する記載

別表3の②⑤⑫⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺で非開示とした部分には、生徒の所属に関する情報が記載されている。生徒の所属に関する情報は、それ自体で、あるいは、他の情報と照合することにより、校名の特定につながる情報であることから、個人識別性を認めるべきである。

当該部分のうち、事案1に係る部分について、これを公にした場合、各高等学校における当該所属の有無や県西部の高等学校、しかも同時期に監査結果を公表した県西部の高等学校は数校であるといった情報と照合することにより、当該生徒の近親者や地域住民であれば比較的容易に校名を特定し、特定の個人を識別することが可能となることから、非開示が妥当である。

また、事案2に係る部分について、これを公にした場合、校名が公表されていることから、容易に特定の個人を識別することが可能となることから、非開示が妥当である。

なお、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。

(8) 個別非行事案に係る日時や内容、生徒指導の内容等について

別表3の⑧㉞で非開示とした部分には、非行事案ごとの概要が記載されている。

当該部分を公にした場合、行為の日時や場所、生徒の属性、非行の内容、生徒指導の内容等が明らかとなり、県西部の数校のうちのいずれかの高等学校であるという情報と照合することにより、(7)同様、校名を特定し、特定の個人を識別することが可能となることから、非開示が妥当である。

なお、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

また、個人情報記録されているもののうち、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、条例第8条第2項の規定により、当該部分を除いて開示することとされている。このため、部分開示の可否について検討したところ、窃盗関連の生徒指導に関する説明部分のうち、非行を起こした生徒の属性の一部については、既に明らかとなっており、当該部分を開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項の規定により、開示すべきである。

㊦ 事案2における特別支援教育の内容

別表3の⑦及び別表4の⑳で非開示とした部分には、当該高等学校での特別支援教育を受けている生徒の人数やその内容が記載されている。

当該部分を公にした場合、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められる。また、このような情報は、他人に知られたくない機微な情報であるが、校名が特定されていることから、公にした場合、当該高等学校にこのような機微にわたる情報に該当する生徒が在籍していることが明らかになり、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

なお、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

㊧ 退学要因別の人数、死亡事故の有無やその状況

別表4の⑥⑧⑬⑮で非開示とした部分には、監査調査表中、退学要因別の人数、死亡事故の有無やその状況が記載されている。退学や死亡事故についての情報は、本人や近親者等にとっては、他人に知られたくない機微にわたる情報である。

当該部分のうち、事案1に係る部分について、退学要因別の人数、死亡事故の有無やその状況を明らかにした場合、県西部の数校のうちのいずれかであるという情報と照合することにより、㊦同様に校名が特定され、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められることから、非開示が妥当である。

また、事案2に係る部分について、退学要因別の人数等を公にした場合、校名は公表されており、前段の事案1と同様、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められることから、非開示が妥当である。

なお、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。

㊨ 退職した職員が指導する部活名及び派遣制度名

別表4の㉓で非開示とした部分には、退職した職員が指導する部活名及び派遣制度名が記載されている。

当該部分のうち、退職した職員が指導する部活名を公にした場合、校名が公表されていることから、特定の個人を識別することが可能となることから、非開示が妥当である。

なお、条例第7条第2号のただし書のいずれにも該当しない。

しかし、教育委員会が設けている部活動や体育事業等に指導者を派遣する際の派遣制度名については、指導している部活動名を非開示とすれば、個人を識別することはできないことから、開示すべきである。

イ 条例第7条第3号該当性

条例第7条第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号ア又はイに該当する場合には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除き、非開示情報としている。

条例第7条第3号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報を開示した場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断すべきである。事業に関する情報が、条例第7条第3号アに該当すると判断できるためには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、また、同号アの「おそれ」が存在するというには、単に当該法人等に何らかの不利益が生じ得るという確率的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(7) 非行事案によって被害にあった店舗名

別表3の③⑥⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿で非開示とした部分には、事案1において生徒の万引きによって被害にあった店舗名が記載されている。

当該店舗名を公にした場合、万引きが容易であるかのような印象を与え、更なる損害を誘引しかねず、当該販売業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第3号に該当することから、条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(8) 校内販売に関する記述

別表3の㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿で非開示とした部分には、事案2において校内において万引きが発覚した販売業者の校内販売に関する記述がある。

当該部分を公にした場合、校名が特定されていることから、販売業者を特定することは容易であり、販売業者の校内販売に関していわれのない批判に繋がることは否定できず、当該販売業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(9) 校内販売業者の対応に関する記述

別表3の㊱及び別表4の⑱で非開示とした部分には、事案2において万引き行為が発覚した際の販売業者の対応が記載されている。

万引き行為が発覚した際に、どのような対応を取るかは、業者の意思決定によって行われる内部管理情報として保護すべきである。また、販売業者の特定は(8)と同様に容易であり、対応についていわれのない批判に繋がることは否定できず、当該販売業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるこ

とから、非開示が妥当である。

(イ) P T Aや後援会など関係団体の状況

別表4の⑨⑩⑪で非開示とした部分には、P T Aや後援会など（以下「P T A等」という。）の生徒1人当たりの徴収金額や予算規模、学校との関わりの状況などが記載されている。

当該部分のうち、P T A等の1人当たりの徴収金額や予算規模については、公にしても、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、また、学校との関わりの状況として非開示とした部分とは、P T A等からの財政援助の状況及び項目ごとの金額が記載された表であるが、調査項目及び表の区分を開示しても、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められないが、実施機関は、本件情報を非開示とした理由として、併せて条例第7条第6号の該当性を主張するため、この点については、後述する。

しかし、学校との関わりの状況として非開示とした部分のうち、当該学校が援助を受けた額については、P T A等がどのような援助を行うかは、団体の意思決定に基づき行われるものであることから、内部管理情報に当たり、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

ウ 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。

条例第7条第6号の「事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、また、「支障を及ぼすおそれ」の支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要とされている。

実施機関が条例第7条第6号に該当し非開示とした部分は、「事案1において、校名の特定につながる情報が開示された場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの」、「監査結果を取りまとめる上で作成された資料に記載された判断基準や事務局の見解などの情報で、開示した場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの」、「監査を行う過程で収集した個別の事案に対する生徒指導の内容で、開示した場合、生徒への教育、指導や学校運営に支障を及ぼすおそれがあると判断したもの」に大別することができるため、

以下において検討する。

- ⑦ 事案1において、校名の特定につながる情報が開示された場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの

条例第7条第6号は「次に掲げるもの」としてアからオまでを例示列挙し、監査については、「ア 監査、検査（以下略）」として規定している。ここでいう「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう（「詳解情報公開法」総務省行政管理局編78ページ）とされていることから、実施機関による監査もこの「監査」に該当する。

監査対象機関名（＝校名）については、これを開示した場合、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」、言い換えると、今後の監査事務に支障となるおそれが認められた場合に、非開示が妥当となる。

監査は、地方自治法第199条に基づく実施機関の職務権限により行われるものであるが、その手法についての具体的な規定は置かれておらず、監査制度の趣旨・目的の実現の観点から、実施機関の合理的な裁量に委ねられている。監査対象機関から提出を受けた調書等を基に、実施機関事務局職員等による予備監査を行い、必要に応じて関係人調査を実施し、監査委員による本監査は実地と書面に分けて行うなど、監査は、一定のルールに基づき実施されているが、県議会の持つ調査権限のような罰則を伴った強い法的強制力は有していないことから、その実効性を高めるためには監査対象機関の協力が不可欠である。

また、実施機関は、監査委員の合議により、監査結果の報告を決定し、これを県議会、知事等に提出し、かつ、県公報に登載して公表するが、これは、「監査委員は他の行政委員会と異なり独任制の機関として構成されているが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するため」、「合議が調わない場合は、監査結果の報告等は決定しえないこととなる」（「新版逐条地方自治法第6次改訂版」松本英昭著655ページ）ものである。

実施機関は、事案1の監査結果の公表に際して、個人の権利利益の保護や社会的影響などを考慮して校名を非公表と判断している。校名を公表した場合の影響については、(2)アで述べたように、個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に回復し難い損害を与えることがあり、十全な保護を図る必要があること、高校生は、一般的に感受性が強く、傷つきやすく、可塑性に富むものであり、校名が公表された事案2において、マスコミ報道やインターネット上での誹謗・中傷等によって、当時の在校生の学生生活等に混乱や影響が生じたことを踏まえると、事案1において、校名を公表しなかったことは、当審査会

としても妥当であったと判断できるものである。

よって、監査結果の報告及び公表に際し、校名を非公表としたことが、妥当であるならば、公文書開示請求への対応として非公表とした判断を覆して、開示することは、実施機関の判断の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くおそれを生じさせ、また、同種の監査は、年1回実施されることから、今後の監査事務に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当となる。

a 監査対象機関名

別表3の①⑨⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿で非開示とした部分には、非公表とした監査対象機関名(=校名)そのものの情報が記載されている。

当該部分を公にした場合、上記ウ(7)で述べたように、公文書開示請求によって校名非公表の判断を覆し、開示することは、実施機関の判断の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くおそれを生じさせ、また、同種の監査は、年1回実施することから、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

b 監査実施日、監査基準日等の日付及び地域を特定する記載部分等

別表3の①⑨⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿及び別表4の①③⑤⑩で非開示とした部分には、監査予定日及び実施日、調査表の提出等の処理に係る日付、過去の監査実施日、所在地の市町名、PTA等の歳出予算年度等が記載されている。

当該部分のうち、過去の監査実施日を公にした場合、県公報と合わせることで校名を特定することが可能となり、上記ウ(7) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

また、調査表の提出日等の処理に係る日付、所在地の市町名、PTA等の歳出予算年度を公にした場合、校名の特定につながるおそれがあり、上記ウ(7) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、当該年度の監査実施日については、書面監査を受けた県西部の高等学校全てが同一日であり、県公報でも記載されていることから、これを公にしたとしても、校名を特定するおそれがあるものとまでは言えず、上記ウ(7) a 同様の支障となるおそれがあるものとまでは認められないことから、開示すべきである。

c 監査対象機関ごとに監査結果を取りまとめた個票のページ

別表3の㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿で非開示とした部分には、監査結果中、指示事項があったが機関名を非公表とした監査対象機関の具体的内容を示した個票のページが記載されている。

当該部分を公にした場合、原処分において指摘・指示事項があったとして

県公報で機関名が公表されている監査対象機関の個票のページを開示していることから、その前後関係から校名の特定につながるおそれがあり、上記ウ(7) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

- (4) 監査結果を取りまとめる上で作成された資料に記載された判断基準や事務局の見解等の情報で、開示した場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの

監査結果を決定する際の内部的な判断手法や判断過程を公にすることにより、監査の着眼点等を見据えた受検体制が可能となることによって定期監査の実施効果が妨げられたり、また、指摘事項等とすべき事案の発生原因の認定や判断基準のあてはめの手法が明らかとなることによって、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められる場合には、非開示が妥当となる。

a 事務局職員のランク付けの参考意見

別表3の④⑮⑯⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲で非開示とした部分には、実施機関事務局職員が監査委員協議会の基礎資料として、適用基準に該当すると判断した意見や考え方が具体的に記載されている。

当該部分を公にした場合、判断手法や判断過程が明らかとなり、率直な記述ができなくなり、今後の監査における適用基準該当の審査及び監査委員の合議に支障を生じるおそれがある。加えて、非開示部分の記述内容の変遷の事実を捉えて、一貫性に欠ける、取り上げるべき問題点が取り上げられていない、十分な議論が尽くされていない等の誤解をし、監査の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得る。このような事態は、監査結果に対する信頼を失わせ、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

b 監査適用基準のあてはめ

別表3の⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲及び別表4の㉔で非開示とした部分には、監査適用基準のあてはめが記載されている。

当該部分のうち⑰は、事案を判断するためのあてはめを行う上での詳細な基準表であり、これを公にすることにより、監査結果を出す過程での内部的な判断が明らかになり、上記ウ(4) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、⑰以外は、抽象的な基準に過ぎず、上記ウ(4) a 同様の支障となるおそれがあるものとまでは認められないことから、開示すべきである。

c 監査結果一覧表

別表3の㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲で非開示とした部分には、監査対象機関ごとに、名称、

監査区分、監査実施日、指摘等の件数、指摘等の説明等が記載されている。当該部分については、本監査の実施形態ごとに、結果の概要が記載されているが、その掲載順は県公報掲載順であることは明らかとなっていることから、県公報において公表されている監査対象機関名、監査区分、監査実施日については、開示すべきである。

d 「指導」事項

別表3の70728183で非開示とした部分には、監査委員が行った「指導」に係る具体的な内容、件数が記載されている。

この「指導」は、監査結果の公表は行わないものの、単純かつ影響の少ないミス等について、再発防止の徹底を図るために、平成23年度から設けられたものである。この「指導」に係る具体的な内容を公にした場合には、上記ウ(イ) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、その内容については非開示が妥当である。

しかしながら、「指導」の件数を公にしたとしても、監査対象機関は特定されることはなく、上記ウ(イ) a 同様の支障となるおそれがあるものとまでは認められないことから、「指導」の件数については、開示すべきである。

e 発覚の経緯

別表3の617889で非開示とした部分には、非行事案発覚の経緯が記載されている。

当該部分を公にした場合、事案の報告を躊躇させ、事実の把握を困難にするおそれがあり、上記ウ(イ) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

f 監査委員協議会における各監査委員の発言

別表3の5604で非開示とした部分には、監査委員協議会における各監査委員の発言の概要が記載されている。

当該部分には、監査委員名は記録されていないものの、監査委員の合議の詳細な内容や個人の意見を公にした場合、今後の監査委員の合議において自由な意見交換に抑制、萎縮をもたらすものであること、また、監査基準の内部的な判断に言及している部分があり、上記ウ(イ) a 同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

- (ウ) 監査を行う過程で収集した個別の事案に対する生徒指導の内容で、開示した場合、生徒への教育、指導や学校運営に支障を及ぼすおそれがあると判断したものの教育現場における生徒指導や学校運営は、各高等学校において個別の事案ごとに判断するものであって、学校長のもと、合理的裁量に基づいて行われるべきものである。個々の事案に対する生徒指導の具体的な内容や考え方を公にすることにより、今後の生徒指導等を抑制、萎縮させたり、生徒や保護者との信頼関係が

損なわれるといった支障が認められる場合には、条例第7条第6号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、非開示が妥当となる。

a 生徒への個別指導

別表3の⑦⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙及び別表4の⑲で非開示とした部分には、個々の生徒への個別指導の内容が記載されている。

当該部分のうち、個々の生徒への個別指導の内容を開示した場合、学校長のもと、合理的裁量に基づいて行われていた個別具体的な指導の内容が、第三者の監視や批判の対象となり、今後の生徒指導等を抑制、萎縮させたり、生徒や保護者との信頼関係が損なわれるといった支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、窃盗行為を行った場合に、当然行われるべき指導であると認められる部分を公にしても、上記同様の支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、当該部分については、開示すべきである。

b 入学試験の選考方法

別表4の⑳で非開示とした部分には、質疑応答記録のうち、学校長が回答した入学試験の選考方法に対する考え方が記載されている。

当該部分には、具体的な入学試験の選考基準が記載されておらず、学校裁量枠を設けていない理由を説明しているだけであるため、これを公にしても上記ウ(㉑) a 同様の支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、開示すべきである。

c 人事管理に関する情報

別表4の㉒で非開示とした部分には、教員の人事異動の目安及び人事異動の現状が記載されている。

当該部分のうち、人事異動の現状については、これを公にした場合、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、人事異動の在籍年数の目安については、一般的な目安であり、これを公にしても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、開示すべきである。

d 生徒の交通事故の件数等

別表3の⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙及び別表4の②④⑦⑪⑫⑭⑲㉔㉕で非開示とした部分には、事案1及び事案2において、各監査対象機関が提出した監査調査表のうち、(1)生徒の交通事故の件数、(2)生徒の非行等の人数及び区分、(3)退学率が記載されている。

当該部分のうち、各調査項目における数値については、公表しないことを

前提に監査調査票の提出を受けているものであり、これを公にした場合、教員が事案を把握することを阻害し、また、学校間の比較や序列化につながることによる学校運営に対する支障が認められ、上記ウ(7) a 同様の支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

一方、これらの数値のうち、県平均の数値は、上記支障が生じるとは認められない。しかしながら、事案1については、校名を非公表としており、当該部分を公にした場合、定時制の有無から校名の特定につながるおそれがあり、上記ウ(7) a 同様の支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当であり、事案2の数値についてのみ開示すべきである。

また、(2)生徒の非行等の区分を公にしても、上記ウ(7) a 同様の支障を及ぼすおそれがあるものとまでは認められないことから、開示すべきである。

e P T A等関係団体の状況

別表4の⑨⑩⑪で非開示とした部分には、P T A等の生徒1人当たりの徴収金額や予算規模、学校との関わりの状況などが記載されている。

当該部分のうち、(2)イ(4)で条例第7条第3号該当性は認められないと判断した部分については、団体の正当な利益を害するおそれはなく、公にしてもP T A等との信頼関係を失い、学校運営に対する支障を及ぼすおそれがあるものとまでは認められない。しかしながら、事案1については、校名を非公表としており、当該部分を公にした場合、徴収金額や予算規模、後援会法人格の有無が明らかとなり、校名の特定につながるおそれがあり、ウ(7) a 同様の支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、非開示が妥当であることから、事案2の数値についてのみ開示すべきである。

(3) 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、その他種々主張するが、当該主張はいずれも上記(2)の当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容	審査会
平成 24 年 3 月 8 日	諮問を受け付けた	
平成 24 年 5 月 28 日	審議	第 248 回
平成 24 年 5 月 30 日	実施機関から意見書を受け付けた	
平成 24 年 6 月 27 日	審議	第 249 回
平成 24 年 7 月 30 日	審議	第 250 回
平成 24 年 8 月 20 日	審議	第 251 回
平成 24 年 9 月 26 日	審議	第 252 回
平成 24 年 10 月 29 日	審議	第 253 回
平成 24 年 11 月 26 日	審議	第 254 回
平成 24 年 12 月 17 日	審議	第 255 回
平成 25 年 1 月 28 日	審議	第 256 回
平成 25 年 2 月 27 日	審議	第 257 回
平成 25 年 3 月 25 日	審議	第 258 回
平成 25 年 4 月 22 日	審議	第 259 回
平成 25 年 5 月 27 日	審議	第 260 回
平成 25 年 6 月 24 日	審議	第 261 回
平成 25 年 7 月 1 日	答申	

2 審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
興津 哲雄	弁護士	第 248 回～第 261 回
鈴木 紀子	弁護士	第 248 回～第 253 回、 第 255 回～第 261 回
根木 真理子	静岡大学教育学部 教授	第 248 回～第 261 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 249 回～第 260 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部文化政策 学科長	第 248 回～第 250 回、 第 252 回～第 261 回
山本 雅昭	静岡大学人文社会科学部 教授	第 248 回～第 256 回、 第 258 回～第 261 回

別表 1（本件公文書 1）

1 事案 1 に係る公文書

番号	公文書の名称
A	調査書
B	調査書の追加報告について
C	監査調査表
D	監査委員協議会に係る会議資料の調製について
E	監査結果について
F	平成22年度第7回監査委員協議会の協議結果について
G	監査の結果に関する報告について

2 事案 2 に係る公文書

番号	公文書の名称
H	調査書
I	監査調査表
J	質疑応答記録
K	監査委員協議会に係る会議資料の調製について
L	監査結果について
M	平成23年度第8回監査委員協議会（定期監査結果及び公表）の協議結果について
N	監査の結果に関する報告について

別表 2（本件公文書 2）

1 事案 1 に係る公文書

番号	公文書の名称
O	監査調査表

2 事案 2 に係る公文書

番号	公文書の名称
P	監査調査表
Q	質疑応答記録